

吉賀中学校保護者の会(仮称)覚書(案)

2024/2/28

- 吉賀中学校生徒の保護者は全員加入する。ただし、それにかかる会費は徴しない。
- 保護者代表 1 名。副代表 1 名。学年代表を数名選出する。
- 副代表の選出は投票をもって選出する。裏面「副代表選挙に関する覚書」参照
- 学年代表の選出は各学年に一任する。(方法・人数も)
- スタッフ会を置く。メンバーは校長、保護者代表、副代表、学年代表、連絡窓口をもって構成する。
- 学校が保護者にお願いしたい事項は保護者代表(内容によっては、学年代表)に相談する。保護者代表の名前で招集する。(奉仕作業、緊急保護者会など)
- 町や外部団体から出席要請があるものについては、保護者代表(又は副代表)が出席する。
- 広報について
 - 発行する場合は、入学号については1年学年代表を中心に作成。
 - 卒業号については3年学年代表を中心に作成。
 - 印刷は学校にお任せする。
- 親子活動等について
 - 実施する場合は、各学年代表を中心に計画し、必要に応じて参加者で集金して実施する。
- 保護者代表、副代表は保護者会総会を開くことができる。行う義務はないが、新1年生保護者への会の説明を兼ねて春に行うことが好ましい。
 - ※議決がある場合は、会員世帯の3分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 吉賀中学校 PTA 組織(会則等)は R8年度末(R9.3.31)までは休止し、その後は消滅する。(通帳は R5 年度末をもって解約する)
 - ※休止にする理由は、解散決定後、外部の要請などから、PTA 組織(会則等)が無いことで不具合が頻発する場合に R5 年度体制を引き継いで復活できるようにしておくための措置。
 - 3 年経てば、ほぼ前述のような事態は起きにくいいため関係諸書類等は破棄してかまわない。

(附則)この覚書は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(裏面)

副代表選挙に関する覚書(案)

2024.2.28

吉賀中学校保護者の会(仮称)

- 副代表は、投票によって決定する。
- 選出基準
 - 1 副代表は、当該年度2年生の保護者を選出する。
 - 2 投票は、会員世帯に行い、父母等いずれかが副会長を務める。
 - 3 投票により選出された副代表が諸事情により辞退された場合は以下の通りとする。
 - ・投票の次点となったものを選出する。
 - 4 最多(次点)得票数が同数となった場合は現保護者代表・副代表に選出を一任する。
- 副代表は次年度、保護者代表に自動的に就くこととする。

(附則)この覚書は、令和6年4月1日より施行する。